



金 沢 市 公 報

第 2 8 7 2 号

平成28年(2016年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | | |
|--|------------|------------------------------------|-----------|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢農業振興地域整備計画の変更について | |
| ●告 示 | | (農業振興課) | 2 |
| ○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について | (生活支援課) 1 | ○予防接種を行うことについて | (健康政策課) 2 |
| ○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について | (") 1 | ○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について | (環境指導課) 3 |
| ●公 告 | | ○開発行為に関する工事の完了について | (建築指導課) 4 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について | (市街地再生課) 2 | ●公営企業告示 | |
| | | ○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について | (経営企画課) 4 |
| | | ○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について | (") 5 |

告 示

●金沢市告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年7月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------------------|----------------|------------|
| P i E A C E D E N T A L C L I N I C | 金沢市大友3丁目2番地 | 平成28年5月16日 |
| ひろせクリニック | 金沢市戸板2丁目16番地 | 平成28年5月1日 |
| 大浜アルプ薬局 | 金沢市粟崎町3丁目31番地2 | 平成28年4月1日 |
| まえた整形外科・骨・関節クリニック | 金沢市直江町38街区8番地 | 平成28年6月1日 |
| 中部薬品 直江薬局 | 金沢市直江町25街区13番地 | 平成28年6月1日 |

●金沢市告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年7月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------|-----------------|------------|
| ひろせクリニック | 金沢市戸板2丁目16番地 | 平成28年4月30日 |
| 大浜アルプ薬局 | 金沢市粟崎町2丁目405番地3 | 平成28年3月31日 |

| | | |
|------------|----------------|------------|
| 斎藤皮膚科クリニック | 金沢市森山2丁目11番11号 | 平成28年5月31日 |
| 松田ペインクリニック | 金沢市尾張町2丁目6番2号 | 平成28年5月4日 |

公 告

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成28年7月11日から同年8月8日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成28年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 土地区画整理組合の名称 | 縦覧期間 | 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|---------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合 | 平成28年7月11日から 同月25日まで | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後5時45分まで |

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成28年7月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成28年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

| 予防接種の種類 | 予防接種の対象者の範囲 | 予防接種を行う期間 | 予防接種を行う場所 |
|--------------------------|---|------------------------------|-----------|
| 麻しん風しん第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 | 平成28年7月11日から 平成29年3月31日まで | 別表のとおり |
| 麻しん風しん第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの | | |
| ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | | |
| ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | | |
| ジフテリア・破傷風第2期 | 11歳以上13歳未満の者 | | |
| 日本脳炎第1期 | 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの | | |

| | | |
|------------|---|--|
| | 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの | |
| 日本脳炎第2期 | 9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの | |
| 麻疹第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 | |
| 麻疹第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの | |
| 風しん第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 | |
| 風しん第2期 | 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの | |
| 不活化ポリオ第1期 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| 結核（BCG） | 生後3月から生後12月に至るまでの間にある者 | |
| 小児用肺炎球菌 | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 | |
| インフルエンザ菌b型 | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 | |
| 子宮頸がん | 12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子 | |
| 水痘 | 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 | |

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

| 予防接種を行う 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | |
|------------------|-------------------------|-------------|
| | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 佐藤 啓 和田 英男 | 市立輪島病院 | 輪島市山岸町は1番1地 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成28年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|-------------|--------------|------------|
| 83 | 株式会社トスマク・アイ | 白山市村井町330番地 | 平成28年6月20日 |
| 64 | 株式会社ネオ金沢 | 金沢市梅田町口13番地1 | 平成28年6月22日 |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 公共施設の種類の種類 位置及び区域 |
|----------------------------------|---|------------------------|
| 金沢市沖町二34番1 | 金沢市里見町42番地1 メゾン・デュ・ボンヌール里見町502号室 水野 純弥 | |
| 金沢市松村6丁目56番1から56番5まで | 金沢市桜田町1丁目26番地 有限会社プレーン 代表取締役 山崎 茂 | 道路 金沢市松村6丁目56番4 |
| 金沢市松村5丁目243番1から243番6まで | 金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子 | 道路 金沢市松村5丁目243番6 |
| 金沢市無量寺2丁目39番2及び40番1から40番4まで | 金沢市無量寺町子209番地1 株式会社橘土地 代表取締役 橘 清和 | 道路 金沢市無量寺2丁目39番2及び40番4 |
| 金沢市無量寺5丁目32番1、32番3から32番6まで及び33番4 | 金沢市無量寺町子209番地1 株式会社橘土地 代表取締役 橘 清和 | 道路 金沢市無量寺5丁目32番4及び33番4 |
| 金沢市下安原町東1457番1 | 金沢市下安原町東1458番地1 社会福祉法人金沢西福祉会 理事長 澁谷 弘利 | |

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第19号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年7月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 37,960円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 38,350円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 38,170円

2 原料価格変動額 51,300円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 38,170円（1トン当たり平均原料価格）＝ 51,300円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－51,300円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から42.07円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- 4 平成28年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|---|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合) | 620円 | 205円89銭 |
| B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合) | 640円 | 203円89銭 |
| C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合) | 890円 | 191円39銭 |
| D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合) | 1,000円 | 189円56銭 |
| E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合) | 1,650円 | 184円56銭 |

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年7月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,350円

- (2) 原料価格変動額 47,900円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 38,350円（1トン当たり平均原料価格）＝ 47,900円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－47,900円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から97.72円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成28年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 376円92銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 367円82銭 |

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 38,350円

- (2) 原料価格変動額 47,900円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 38,350円（1トン当たり平均原料価格）＝ 47,900円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－47,900円(原料価格変動額)／100円×0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から97.72円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 358円67銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 349円57銭 |

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 38,350円
- (2) 原料価格変動額 47,900円
 算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)－38,350円(1トン当たり平均原料価格)＝47,900円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－47,900円(原料価格変動額)／100円×0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から97.72円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 362円58銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 353円48銭 |

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 38,350円
- (2) 原料価格変動額 47,900円
 算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)－38,350円(1トン当たり平均原料価格)＝47,900円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－47,900円(原料価格変動額)／100円×0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から97.72円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

| | 基本料金 (1箇月につき) | 調整単位料金 (1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円 | 351円8銭 |
| B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 341円98銭 |

◎正 誤

○平成28年4月1日付け金沢市公報第2862号の5

| 頁 | 箇 所 | 誤 | 正 |
|---|---------|-----|-----|
| 2 | 上から12行目 | 60月 | 36月 |

| | | | |
|-------------------|------|------------------|-----------|
| 平成28年(2016年)7月11日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成28年(2016年)7月11日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 | 120円 | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| | | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 | |